

越。右の趣に候はゞ、半右衛門身代は果可申候旨被申候。
半右衛門妹婿の儀は、此出入にて平兵衛禁禁故、妻子並
家財半右衛門方へ引請持運候に付、縁者の儀相知申候。

一、きぬかづきの御規式

白石話

禁裡年中の儀式並供物等にも、往古以來の故實も本より有
之候。又は中古よりの事共も有之候。正親町院御自筆にて
被遊候御冊物有之候て、圓淨法皇へ御傳被成候。其冊物は
禁秘抄の類にて、年中の御法禮等有之候。近衛太閤に御寫
本有之儀、文昭院様へ御自筆に、御寫可被成ならば可有御
借の由也。依之御借被成御自筆に御寫被成候。新井筑後御
心安被遊候に付、御秘本をも爲御見被成候へ共、右御寫本
は御契約の所重候に付、爲御見不被成候。其内に正月御規
式の内に、きぬかづきと申儀有之候。筑後に存知候やの旨
御尋被成候。常に申きぬかづきの事と存知候旨申上候へ
ば、左様にては無之候。此所迄を拜見可仕とて爲御見被成
候に付、其所拜見候て頗感泣に及申候。其趣は應仁大亂
の後、朝廷の衰微太甚しく、正月供御も兩々無之、魚類と
ては塩鱧二尾土器に盛、又土器を蓋に仕候て供し申候。是

をきぬかづきと稱し申候。か程に微々に罷成候處、近年少
々朝禮も被行候程に罷成候。假令王家再び興起候共、此き
ぬかづきは必供し可申儀に候との趣を御記し被遊候。誠に
不堪感悚事也。

一、毎月二十八日登城の由來

同

上

徳川の御家に毎月廿八日を以て、朔望同事に諸侯朝賀之
儀、故實難知事也。堀田加賀守殿の説とて申傳候は、朔日
は日を表し望は月を表し、廿八日に星を表す。所謂二十八
宿に當るとの儀、是も附會の事也。東照宮徳廟への仰には、
諸大名の出仕、假令朔望はかゝさるゝとも、廿八日之出仕
闕座無之様にと、御直に被仰候と云事あり。其謂有事なり。
參河に被成御座候時分、幕下の諸士其身の在所々に引籠
有之、毎月朔望並廿八日に登城仕候。參河士、其頃多分は
一向宗にて、親鸞上人の忌日廿八日ゆゑ必御城下の寺へ參
詣致し、其次手に登城仕候故、朔望よりは着到多有之候。
依之毎々廿八日には、早朝より御上下被爲召、諸士を御待
被成候へば、如案各登城仕調し申候。此事其起りに候。
一、嘉定の行事

同上
六月十六日嘉定の事、元來假名にてはカツウと書候てカツ
と申意より起申候旨。其上元和元年五月八日大阪城落去の
後、兩上様御入浴被成初て御參内、六月十六日也。天下一
統仕候て初ての參内、殊に嘉定ゆゑ其縁を以御祝日に罷成
候。殿中にてはかたゝには餅を飴り、かたゝには鳥目
十六貫を飴候て、同朋罷出、餅が足不申候間錢にて餅を買
申と、高らかに唱へ申候て、錢を引候事有之。
一、八朔の儀の由來

一、三宅碩庵の論語集註難

鳥巢話

三宅

九郎

弟に

碩庵

と云て

醫を業とする人あり

初め伊

藤仁齋門に學て異説を好む

然に其説取に足る事も亦多

し。兎角學問は博く聞くにあり

固陋寡聞にては偏見あり

て狹隘也。碩庵此頃論語集註を難じて云

股因於夏禮所損

益可知也

此所朱子の註、古註馬氏が説を以て所因謂三

綱五常とあり。夏の禮殷禮等の禮、何ぞ三綱五常を以て説
くべけんや。幸に其末に夏禮吾能言之殷禮吾能言之云々。
とあり。何ぞ是を以不説やと云。此論甚正當可玩。惣て文
字を會得するにも、多くは疎き心を以て看るが故に、其意を
失ふ事まゝあり。碩庵又曰。顔淵死。子曰噫天喪予云々。
此所などの噫の字、常舛嘆息の辭に看る人あり。其故ア、な
ど、訓せり。集註左様の意にて無之、醫書にある噫嘻の
意也。いと可讀也。東坡が後赤壁賦に、噫嘻我知之。とい
へるも同義也。嘆息の辭には非ず。此事白石聞て亦發明あ
り追可記。

一、くまざと云ふ篠類

桃菰話

くまざ

と云篠類

そのくまどることを漢名何といへる

や、數年心附候へ共見當不申候

或時本草綱目筍の條下附方

の内に、青箬露在外將朽者

と云事あり

此露の字を看れ

ば、されること也

くまざも綠葉のされたるもの也

此意

を以て見れば劉滄が絶句の詩に殘柳宮前空露葉

夕陽江上

浩烟波

と作りし露葉、是迄はつゆの葉と云事と思ひしに